＜スターツ信託株式会社＞
静岡県「浜松いわた信用金庫」と信託代理店委託契約を締結

スターツ信託株式会社（本社：東京都中央区日本橋、代表取締役社長：山村 述）は、12社目の信託代理店として、浜松いわた信用金庫（本店：静岡県浜松市、理事長：髙栁 裕久）と6月28日（金）に委託契約を締結。2024年7月1日（月）より、浜松いわた信用金庫にて不動産信託の取り扱いを開始致します。

（左から）スターツ信託：山村述社長、浜松いわた信用金庫：三輪久夫専務理事

不動産信託とは、遊休地や賃貸不動産を所有の方を対象に、有効活用や建物の維持・管理などにおいて、お客様（委託者兼受益者）に代わり、企画立案から運営管理までのすべてをスターツ信託（受託者）が行い、お客様は安定した信託配当を得るサービスです。

スターツ信託は、2009年に不動産業界として初となる運用型信託会社（内閣総理大臣免許）として設立。スターツグループが培ってきた不動産管理のノウハウを活かした運用を評価いただいており、不動産信託受託件数は300件を超え、土地信託においては国内シェアが60％を超えています。（※）

また、2015年に名古屋支店を開設し、東海・関西エリアにおいてもサービスの拡充を図り、この度の浜松いわた信用金庫との委託契約で、静岡県の地銀・信金としては初めての契約になりました。

高齢化や認知症対策、跡継ぎ問題といったさまざまな社会的課題に対して、不動産を売却や建築等ではなく「信託する」という解決策は、大切な不動産を後世に受け継いでいく手法のひとつです。これからも最適な方法でお客様の抱える課題を解決し、大切な不動産を守っていきます

※2023年9月末時点、自社調べ（一般社団法人信託協会発表の土地信託受託状況より計算）

【不動産信託スキーム】

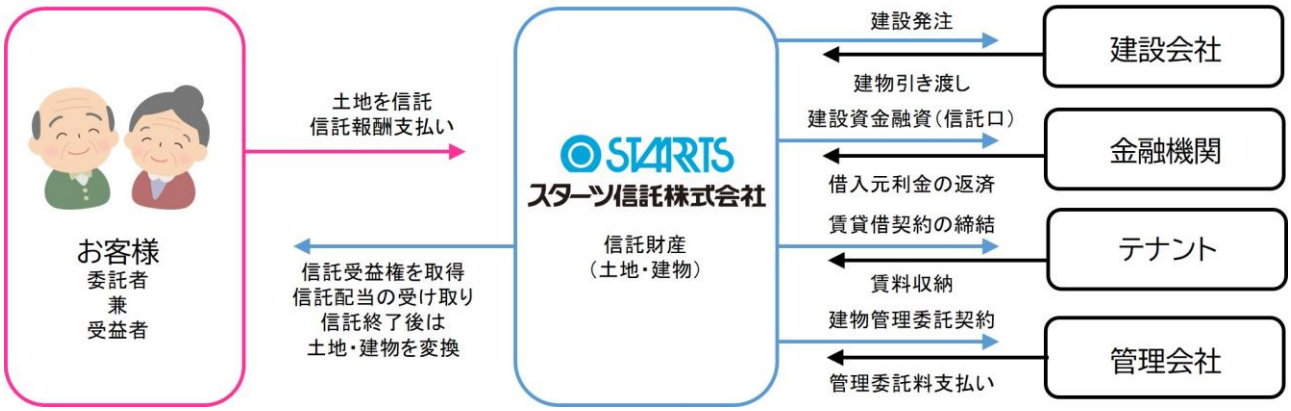

＜本リリースに関するお問い合わせ＞
スターツコーポレーション株式会社　　広報部 ： 小宮
E-mail：group-pr@starts.co.jp TEL：03・6202・0380（直） FAX：03・6202・033